

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年5月9日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 8件

厚生年金保険関係 8件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1701052 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1800012 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社 (現在は、B 社) における平成 25 年 12 月 9 日の標準賞与額を 2 万円、平成 26 年 7 月 8 日、同年 12 月 8 日及び平成 27 年 7 月 8 日の標準賞与額をそれぞれ 3 万円に訂正することが必要である。

平成 25 年 12 月 9 日、平成 26 年 7 月 8 日、同年 12 月 8 日及び平成 27 年 7 月 8 日の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 2 請求者の A 社における平成 27 年 12 月 15 日の標準賞与額を 11 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 27 年 12 月 15 日の標準賞与額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 25 年 12 月 9 日  
② 平成 26 年 7 月 8 日  
③ 平成 26 年 12 月 8 日  
④ 平成 27 年 7 月 8 日  
⑤ 平成 27 年 12 月 15 日

A 社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑤までの期間に係る標準賞与額の届出が漏れていたため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

- 1 請求期間①から④までの期間について、B 社から提出された平成 25 年年末、平成 26 年夏季、同年冬季及び平成 27 年夏季に係る慰労金一覧表 (A) 並びに賞与支給日一覧により、請求者は A 社から、請求期間①に 2 万円、請求期間②から④までの期間にそれぞれ 3 万円に相当する商品券を支給されたことが確認できる。

また、B社は、上記商品券に係る厚生年金保険料は控除していないものの、労働の対償として支給した旨回答しており、日本年金機構は、当該商品券について、厚生年金保険法第3条第1項第4号の賞与に該当する旨回答していることから判断すると、請求期間①から④までの期間について、A社は請求者に対し賞与を支給したものと認められる。

以上のことから、請求者のA社における請求期間①に係る標準賞与額の記録を2万円、請求期間②から④までの期間に係る標準賞与額の記録をそれぞれ3万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

2 請求期間⑤について、B社から提出された請求者に係る賞与明細書及び賞与支給日一覧により、請求者は、請求期間⑤において、A社から11万6,250円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間⑤の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額から11万6,000円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1701053号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800013号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社)における平成25年12月9日の標準賞与額を2万円、平成26年7月8日、同年12月8日及び平成27年7月8日の標準賞与額をそれぞれ3万円に訂正することが必要である。

平成25年12月9日、平成26年7月8日、同年12月8日及び平成27年7月8日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 2 請求者のA社における平成27年12月15日の標準賞与額を17万円に訂正することが必要である。

平成27年12月15日の標準賞与額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年12月9日  
② 平成26年7月8日  
③ 平成26年12月8日  
④ 平成27年7月8日  
⑤ 平成27年12月15日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑤までの期間に係る標準賞与額の届出が漏れていたため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①から④までの期間について、B社から提出された平成25年年末、平成26年夏季、同年冬季及び平成27年夏季に係る慰労金一覧表(A)並びに賞与支給日一覧により、請求者はA社から、請求期間①に2万円、請求期間②から④までの期間にそれぞれ3万円に相当する商品券を支給されたことが確認できる。

また、B社は、上記商品券に係る厚生年金保険料は控除していないものの、労働の対償として支給した旨回答しており、日本年金機構は、当該商品券について、厚生年金保険法第3条第1項第4号の賞与に該当する旨回答していることから判断すると、請求期間①から④までの期間について、A社は請求者に対し賞与を支給したものと認められる。

以上のことから、請求者のA社における請求期間①に係る標準賞与額の記録を2万円、請求期間②から④までの期間に係る標準賞与額の記録をそれぞれ3万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

2 請求期間⑤について、B社から提出された請求者に係る賞与明細書及び賞与支給日一覧により、請求者は、請求期間⑤において、A社から17万100円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間⑤の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額から17万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1701054号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800014号

## 第1 結論

1 請求者のA社(現在は、B社)における平成25年12月9日の標準賞与額を2万円、平成26年7月8日、同年12月8日及び平成27年7月8日の標準賞与額をそれぞれ3万円に訂正することが必要である。

平成25年12月9日、平成26年7月8日、同年12月8日及び平成27年7月8日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

2 請求者のA社における平成27年12月15日の標準賞与額を10万1,000円に訂正することが必要である。

平成27年12月15日の標準賞与額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和56年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年12月9日  
② 平成26年7月8日  
③ 平成26年12月8日  
④ 平成27年7月8日  
⑤ 平成27年12月15日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑤までの期間に係る標準賞与額の届出が漏れていたため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①から④までの期間について、B社から提出された平成25年年末、平成26年夏季、同年冬季及び平成27年夏季に係る慰労金一覧表(A)並びに賞与支給日一覧により、請求者はA社から、請求期間①に2万円、請求期間②から④までの期間にそれぞれ3万円に相当する商品券を支給されたことが確認できる。

また、B社は、上記商品券に係る厚生年金保険料は控除していないものの、労働の対償として支給した旨回答しており、日本年金機構は、当該商品券について、厚生年金保険法第3条第1項第4号の賞与に該当する旨回答していることから判断すると、請求期間①から④までの期間について、A社は請求者に対し賞与を支給したものと認められる。

以上のことから、請求者のA社における請求期間①に係る標準賞与額の記録を2万円、請求期間②から④までの期間に係る標準賞与額の記録をそれぞれ3万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 2 請求期間⑤について、B社から提出された請求者に係る賞与明細書及び賞与支給日一覧により、請求者は、請求期間⑤において、A社から10万1,450円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間⑤の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額から10万1,000円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1701055号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800015号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社)における平成25年12月9日の標準賞与額を2万円、平成26年7月8日、同年12月8日及び平成27年7月8日の標準賞与額をそれぞれ3万円に訂正することが必要である。

平成25年12月9日、平成26年7月8日、同年12月8日及び平成27年7月8日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 2 請求者のA社における平成27年12月15日の標準賞与額を17万9,000円に訂正することが必要である。

平成27年12月15日の標準賞与額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年12月9日  
② 平成26年7月8日  
③ 平成26年12月8日  
④ 平成27年7月8日  
⑤ 平成27年12月15日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑤までの期間に係る標準賞与額の届出が漏れていたため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①から④までの期間について、B社から提出された平成25年年末、平成26年夏季、同年冬季及び平成27年夏季に係る慰労金一覧表(A)並びに賞与支給日一覧により、請求者はA社から、請求期間①に2万円、請求期間②から④までの期間にそれぞれ3万円に相当する商品券を支給されたことが確認できる。



また、B社は、上記商品券に係る厚生年金保険料は控除していないものの、労働の対償として支給した旨回答しており、日本年金機構は、当該商品券について、厚生年金保険法第3条第1項第4号の賞与に該当する旨回答していることから判断すると、請求期間①から④までの期間について、A社は請求者に対し賞与を支給したものと認められる。

以上のことから、請求者のA社における請求期間①に係る標準賞与額の記録を2万円、請求期間②から④までの期間に係る標準賞与額の記録をそれぞれ3万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

2 請求期間⑤について、B社から提出された請求者に係る賞与明細書及び賞与支給日一覧により、請求者は、請求期間⑤において、A社から17万9,400円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間⑤の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額から17万9,000円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1701056号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800016号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社)における平成25年12月9日の標準賞与額を3万円、平成26年7月8日、同年12月8日及び平成27年7月8日の標準賞与額をそれぞれ5万円に訂正することが必要である。

平成25年12月9日、平成26年7月8日、同年12月8日及び平成27年7月8日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 2 請求者のA社における平成27年12月15日の標準賞与額を29万9,000円に訂正することが必要である。

平成27年12月15日の標準賞与額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年12月9日  
② 平成26年7月8日  
③ 平成26年12月8日  
④ 平成27年7月8日  
⑤ 平成27年12月15日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑤までの期間に係る標準賞与額の届出が漏れていたため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①から④までの期間について、B社から提出された平成25年年末、平成26年夏季、同年冬季及び平成27年夏季に係る慰労金一覧表(A)並びに賞与支給日一覧により、請求者はA社から、請求期間①に3万円、請求期間②から④までの期間にそれぞれ5万円に相当する商品券を支給されたことが確認できる。

また、B社は、上記商品券に係る厚生年金保険料は控除していないものの、労働の対償として支給した旨回答しており、日本年金機構は、当該商品券について、厚生年金保険法第3条第1項第4号の賞与に該当する旨回答していることから判断すると、請求期間①から④までの期間について、A社は請求者に対し賞与を支給したものと認められる。

以上のことから、請求者のA社における請求期間①に係る標準賞与額の記録を3万円、請求期間②から④までの期間に係る標準賞与額の記録をそれぞれ5万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

2 請求期間⑤について、B社から提出された請求者に係る賞与明細書及び賞与支給日一覧により、請求者は、請求期間⑤において、A社から29万9,700円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間⑤の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額から29万9,000円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1701057 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1800017 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社 (現在は、B 社) における平成 19 年 3 月 27 日の標準賞与額を 10 万円、平成 20 年 3 月 25 日の標準賞与額を 9 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 19 年 3 月 27 日及び平成 20 年 3 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 3 月 27 日及び平成 20 年 3 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 20 年 3 月 25 日の標準賞与額を 10 万円に訂正することが必要である。

平成 20 年 3 月 25 日の訂正後の標準賞与額 (上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求者の A 社における平成 25 年 12 月 9 日の標準賞与額を 3 万円、平成 26 年 7 月 8 日、同年 12 月 8 日及び平成 27 年 7 月 8 日の標準賞与額をそれぞれ 5 万円に訂正することが必要である。

平成 25 年 12 月 9 日、平成 26 年 7 月 8 日、同年 12 月 8 日及び平成 27 年 7 月 8 日の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 4 請求者の A 社における平成 27 年 12 月 15 日の標準賞与額を 29 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 27 年 12 月 15 日の標準賞与額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 35 年生

住 所 :

## 2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成19年3月27日  
② 平成20年3月25日  
③ 平成25年12月9日  
④ 平成26年7月8日  
⑤ 平成26年12月8日  
⑥ 平成27年7月8日  
⑦ 平成27年12月15日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑦までの期間に係る標準賞与額の届出が漏れていたため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、B社から提出された請求者に係る明細書（以下「賞与明細書」という。）及び賞与支給日一覧により、請求者は、A社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

また、請求期間①については、賞与明細書により、請求者は、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間②については、賞与明細書により、請求者は、賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年3月27日は10万円、平成20年3月25日は9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の事業主は、当該期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間③から⑥までの期間について、B社から提出された平成25年年末、平成26年夏季、同年冬季及び平成27年夏季に係る慰労金一覧表（A）並びに賞与支給日一覧により、請求者はA社から、請求期間③に3万円、請求期間④から⑥までの期間にそれぞれ5万円に相当する商品券を支給されたことが確認できる。

また、B社は、上記商品券に係る厚生年金保険料は控除していないものの、労働の対償として支給した旨回答しており、日本年金機構は、当該商品券について、厚生年金保険法第3条第1項第4号の賞与に該当する旨回答していることから判断すると、請求期間③から⑥までの期間について、A社は請求者に対し賞与を支給したものと認められる。

以上のことから、請求者のA社における請求期間③に係る標準賞与額の記録を3万円、請求期間④から⑥までの期間に係る標準賞与額の記録をそれぞれ5万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間⑦について、B社から提出された請求者に係る賞与明細書及び賞与支給日一覧により、請求者は、請求期間⑦において、A社から29万4,381円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間⑦の標準賞与額については、賞与明細書により確認できる賞与額から29万4,000円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1701104号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800018号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社)における平成25年12月9日の標準賞与額を2万円、平成26年7月8日、同年12月8日及び平成27年7月8日の標準賞与額をそれぞれ3万円に訂正することが必要である。

平成25年12月9日、平成26年7月8日、同年12月8日及び平成27年7月8日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 2 請求者のA社における平成27年12月15日の標準賞与額を15万8,000円に訂正することが必要である。

平成27年12月15日の標準賞与額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年12月9日  
② 平成26年7月8日  
③ 平成26年12月8日  
④ 平成27年7月8日  
⑤ 平成27年12月15日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑤までの期間に係る標準賞与額の届出が漏れていたため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①から④までの期間について、B社から提出された平成25年年末、平成26年夏季、同年冬季及び平成27年夏季に係る慰労金一覧表(A)並びに賞与支給日一覧により、請求者はA社から、請求期間①に2万円、請求期間②から④までの期間にそれぞれ3万円に相当する商品券を支給されたことが確認できる。

また、B社は、上記商品券に係る厚生年金保険料は控除していないものの、労働の対償として支給した旨回答しており、日本年金機構は、当該商品券について、厚生年金保険法第3条第1項第4号の賞与に該当する旨回答していることから判断すると、請求期間①から④までの期間について、A社は請求者に対し賞与を支給したものと認められる。

以上のことから、請求者のA社における請求期間①に係る標準賞与額の記録を2万円、請求期間②から④までの期間に係る標準賞与額の記録をそれぞれ3万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

2 請求期間⑤について、B社から提出された請求者に係る賞与明細書及び賞与支給日一覧により、請求者は、請求期間⑤において、A社から15万8,550円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間⑤の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額から15万8,000円に訂正することが必要である。



厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1701105 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1800019 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社 (現在は、B 社) における別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑩までの期間の標準賞与額を、それぞれ同表の第 4 欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間①から⑩までの期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑩までの期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における別表の第 1 欄に掲げる請求期間②、④、⑤及び請求期間⑧から⑭までの期間の標準賞与額を、それぞれ同表の第 5 欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間②、④、⑤及び請求期間⑧から⑭までの期間の標準賞与額 (請求期間②、④、⑤及び請求期間⑧から⑩までの期間については、別表の第 4 欄に掲げる訂正後の標準賞与額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求者の A 社における別表の第 1 欄に掲げる請求期間⑮の標準賞与額を、同表の第 5 欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間⑮の標準賞与額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 46 年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 18 日

② 平成 16 年 12 月 16 日

③ 平成 17 年 8 月 10 日

④ 平成 17 年 12 月 16 日

- ⑤ 平成 18 年 6 月 30 日
- ⑥ 平成 18 年 12 月 29 日
- ⑦ 平成 19 年 7 月 2 日
- ⑧ 平成 19 年 12 月 17 日
- ⑨ 平成 20 年 9 月 30 日
- ⑩ 平成 21 年 3 月 31 日
- ⑪ 平成 25 年 12 月 9 日
- ⑫ 平成 26 年 7 月 8 日
- ⑬ 平成 26 年 12 月 8 日
- ⑭ 平成 27 年 7 月 8 日
- ⑮ 平成 27 年 12 月 15 日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑮までの期間に係る標準賞与額の届出が漏れていたため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑩までの期間について、B社から提出された請求者に係る明細書（以下「賞与明細書」という。）及び賞与支給日一覧により、別表の第2欄及び第3欄に掲げるとおり、請求者は、A社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

また、請求期間①、③及び⑥については、賞与明細書により、請求者は、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間②、④、⑤及び請求期間⑧から⑩までの期間については、賞与明細書により、請求者は、賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間⑦については、賞与明細書により、請求者は、賞与額に見合う標準賞与額より高い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑩までの期間に係る標準賞与額については、賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、それぞれ別表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑩までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の事業主は、当該期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求

者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②、④、⑤及び請求期間⑧から⑩までの期間について、B社から提出された請求者に係る賞与明細書及び賞与支給日一覧により、それぞれ別表第2欄の標準賞与額に相当する賞与をA社から支給されていたことが確認できる。

また、請求期間⑪から⑭までの期間について、B社から提出された平成25年年末、平成26年夏季、同年冬季及び平成27年夏季に係る慰労金一覧表(A)及び賞与支給日一覧によると、請求者はA社から、別表の第2欄に掲げる額に相当する商品券を支給されたことが確認できる。

さらに、B社は、上記商品券に係る厚生年金保険料は控除していないものの、労働の対償として支給した旨回答しており、日本年金機構は、当該商品券について、厚生年金保険法第3条第1項第4号の賞与に該当する旨回答していることから判断すると、請求期間⑪から⑭までの期間について、A社は請求者に対し当該商品券により賞与を支給したことが認められる。

以上のことから、請求者のA社における請求期間②、④、⑤及び請求期間⑧から⑭までの期間に係る標準賞与額の記録を、別表第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間②、④、⑤及び請求期間⑧から⑭までの期間に係る訂正後の標準賞与額（請求期間②、④、⑤及び請求期間⑧から⑩までの期間については、別表の第4欄に掲げる訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間⑮について、B社から提出された請求者に係る賞与明細書及び賞与支給日一覧により、請求者は、請求期間⑮において、A社から別表の第2欄に掲げる標準賞与額に見合う賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間⑮の標準賞与額については、賞与明細書で確認できる賞与額から別表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

## 別表

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
請求 期間	賞与支給日	賞与額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法	厚生年金保険法 (75条本文) 訂正後の標準賞与額 ※は厚生年金保険法 (75条ただし書) 訂正後の標準賞与額
①	平成15年12月18日	39万2,000円	39万2,000円	39万2,000円	—
②	平成16年12月16日	66万5,000円	64万9,000円	64万9,000円	66万5,000円
③	平成17年8月10日	70万円	70万円	70万円	—
④	平成17年12月16日	52万5,000円	51万2,000円	51万2,000円	52万5,000円
⑤	平成18年6月30日	35万円	34万2,000円	34万2,000円	35万円
⑥	平成18年12月29日	87万5,000円	87万5,000円	87万5,000円	—
⑦	平成19年7月2日	36万9,000円	37万円	36万9,000円	—
⑧	平成19年12月17日	88万7,000円	86万7,000円	86万7,000円	88万7,000円
⑨	平成20年9月30日	18万3,000円	9万2,000円	9万2,000円	18万3,000円
⑩	平成21年3月31日	40万2,000円	20万2,000円	20万2,000円	40万2,000円
⑪	平成25年12月9日	3万円	—	—	3万円
⑫	平成26年7月8日	5万円	—	—	5万円
⑬	平成26年12月8日	5万円	—	—	5万円
⑭	平成27年7月8日	5万円	—	—	5万円
⑮	平成27年12月15日	33万3,000円	—	—	※33万3,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1701045号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800006号

## 第1 結論

平成19年1月から平成21年1月までの請求期間及び平成22年5月から平成23年11月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年1月から平成21年1月まで  
② 平成22年5月から平成23年11月まで

私は、請求期間①については、平成21年1月にA市役所で国民年金保険料及び国民健康保険料の免除申請を行った。

請求期間②については、平成23年12月にB市役所で転入手続を行った際、国民健康保険の加入手続及び国民年金保険料の免除申請も併せて行った。

国民年金保険料の免除制度やその手続方法については以前から知っていたので、いずれの請求期間においても国民年金保険料の全額免除申請を行っている。

請求期間①及び②の国民年金保険料の免除記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間①については平成21年1月にA市役所で、請求期間②については平成23年12月にB市役所で国民年金保険料の免除申請を行った旨主張しているところ、当時の国民年金保険料免除制度では、免除承認の対象期間は申請月の直前の7月から申請月の属する年の6月(申請月が7月から12月である場合は、翌年の6月)までの期間の範囲内とされていたことから、請求者が請求期間①及び②の免除申請を行ったとするそれぞれの時点において、請求期間①については、平成19年1月から平成20年6月までの期間が、請求期間②については、平成22年5月から平成23年6月までの期間が、制度上、国民年金保険料の免除承認の対象期間とはならない。

また、A年金事務所は請求期間①について、C年金事務所は請求期間②について、いずれも、請求者が国民年金保険料の免除申請を行ったとする当時に受付した国民年金保険料免除申請

書を保管しているが、両年金事務所とも、その中に請求者に係る同申請書はない旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間①に係る国民年金保険料の免除申請を行った際に、国民健康保険料の免除申請も行った旨主張しているが、A市では、請求者の同市における国民健康保険の加入記録（資格取得日：平成21年1月8日・同喪失日：平成23年11月9日）は確認できるものの、国民健康保険料の減免又は免除措置の申請記録はない旨回答しており、請求者の主張と符合しない上、請求期間②についても請求者は、「正直請求期間②の事に関してほとんど憶えていない」と回答しており、免除申請の手続きについての記憶が不明確である。

そのほか、請求者が、請求期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。